

静岡県告示第730号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
a n o株式会社	千葉県君津市東坂田三丁目3番15号富士クラスタービル201	みらい音楽館	伊豆の国市南江間798-6	令和6年11月1日	放課後等デイサービス	特定無し